

関税率表解説改正の概要（平成 17 年 1 月 1 日（土）施行）

改正箇所		改正事項（概要）
25.20 項 34.07 項	プラスターをもととした歯科用調製品	歯の型取り用、模型用等に使用されるプラスターをもととした歯科用調製品（白色剤等を含む。）は、硬化促進剤が入っており、25.20 項（硫酸カルシムからなるプラスター）ではなく、硫酸カルシムから成るプラスターをもととした調製品として 34.07 項に分類されることを明確化した。
26.21 項	石炭灰	26.21 項に分類されている石炭灰について、分類の明確化のため、具体的な製造方法等を追記した。
29.35 項	スルホンアミド	29.34 項（その他の複素環式化合物）に分類されるスルタムについて、同様の構造をもつスルホンアミド（29.35 項）に除外規定を設けることで、分類の明確化を行った。
44 類	44 類附表中の国名	44 類附表中で使用されている旧国名「Zaire」を現在の国名である「The Democratic Republic of the Congo」に改正する（1997 年に国名変更）。
71.02 項 71.03 項 71.04 項	ダイヤモンド	不正なダイヤモンド取引をチェックするためのキンバリー・プロセス証明制度と関連させて、詳細な技術的規格を盛り込んだ。
84.30 項	号の解説	関連する記述が変更され、当該記述の項目番号を引用している号の解説を改正した。
85 類	総説	ソフトウェアが同梱された手の平サイズの電子手帳と外付けのコンピュータのデータ交換を可能とするソフトウェアが小売用のセットになることが分類決定されたため、規定が改正された（関税分類例規集 8471.30 号参照）。